この冊子は、修学資金の返還が終了するまで利用しますので、 紛失しないよう大切に保管してください。

修学生番号

京都府高等学校等修学資金

返還のしおり

京 都 府 京都府教育委員会 これから、高等学校等在学時に借入された修学資金の返還が始まります。

あなたの返還金は、再び後輩のみなさんの修学資金として 活用される仕組みになっています。

このように返還することによって、修学資金を必要とする 人々を支えることでもあることをいつも考えていてくださ い。

あなたが、今後、健康で実り多い人生を送れるように、また、貸付を受けたときの初心を忘れることなく、自らの夢の 実現に向けて将来を切り拓かれることを期待します。

京都府教育委員会教育長 前川 明範

目 次

内容	ページ
返還の流れ	1
返還の手続について(概要)	2
借用証書の作成	6
返還計画書の作成	9
所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の	12
同意書の作成	12
異動届様式	15
返還猶予申請書の作成	17
返還の免除について	21
京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例、 条例施行規則及び実施要項	22

※「異動届」等の書類を郵送する場合、 切り取って、封筒にお貼りください。 T602-8570

京都市上京区下立売通新町西入 薮ノ内町 京都府庁旧本館内

京都府教育庁指導部高校教育課 修学支援係 行

T602-8570

京都市上京区下立売通新町西入 薮ノ内町 京都府庁旧本館内

京都府教育庁指導部高校教育課 修学支援係 行

T602-8570

京都市上京区下立売通新町西入 薮ノ内町 京都府庁旧本館内

京都府教育庁指導部高校教育課 修学支援係 行

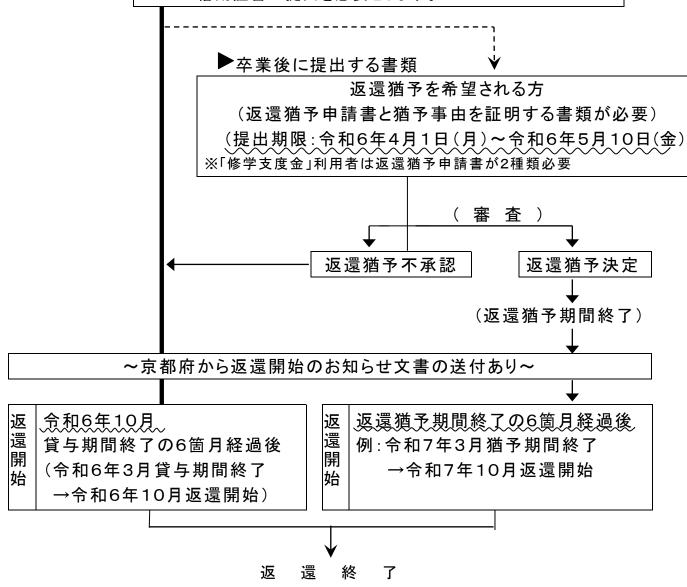
(令和6年3月卒業予定者用)

返還の流れ

▶今回提出する書類

書類作成(学校提出期限:学校が定める日)

- 1 借用証書の提出(*)
- 2 返還計画書の提出(*)
- 3 口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書の提出
- 4 同意書の提出(別記第1号・2号様式)
 - ※「修学支度金」利用者は*の書類が2種類必要
 - ※既に借用証書を提出されている場合は、提出不要です。 ただし、貸与額変更により、借用金額が既に提出された 借用証書の借用金額よりも多くなった場合は、増額分の 借用証書の提出を必要とします。



返還の手続について(概要)

高等学校等在学中に貸付を受けた修学金(修学支度金)は借入金であり、高等学校等卒業後に、修学生本人が必ず返還することになっています。修学生本人が返還できない場合は、連帯保証人も同様に返還が求められます。

返還に関する計画等を修学生、保護者、連帯保証人でしっかり検討し、 手続を行ってください。

1 借用証書の提出

→作成 6ページ

- ① 借用証書は、皆さんと京都府の貸借関係の確認を行うための重要書類です。
- ② 修学支度金の貸与を受けた方は、修学金と修学支度金それぞれについて作成してください。以下の返還計画書及び返還猶予申請書についても同じです。
- 注 既に借用証書を提出されている場合は、提出不要です。

ただし、貸与額変更により、借用金額が既に提出された借用証書の借用金額よりも多くなった場合は、増額分の借用証書の提出を必要とします。

2 返還計画書の提出

→作成 9ページ

- ① 令和6年10月〔返還開始義務が生じる貸与期間終了の6箇月経過後(令和6年3月貸与期間終了→同年10月)〕から、返還を開始していただきます。
- ② 返還は、開始義務が生じた時から20年以内(修学支度金は7年以内)に行ってください。
- ③ 返還方法は、一括返還、年賦・半年賦・月賦(いずれも均等払い)のうちから選ぶことができます。
- ④ 返還方法等を返還計画書に記入いただき、借用証書といっしょに提出してください。
- ⑤ 返還猶予を希望する場合など、現時点で返還計画を立てることが難しい方は、上記②の最長期間20年(修学支度金は7年)で記入してください。
 - →後日、期間短縮・増額等変更は可能

【納入方法・納入期限の厳守】

3 返還(口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書の提出)

→作成 別添案内資料

- ① 修学資金の返還方法は口座振替(引落)とさせていただきます。口座振替は、納め忘れや金融機関に出向く必要がない、便利で安全な制度です。
- ② 振替口座は、京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫及びゆうちょ銀行のいずれかの金融機関の修学生本人の普通預金(通常貯金)口座に限ります。
- ③ 別添案内資料の「高等学校等修学資金返還金の口座振替(自動払込)納付について」及び記入例を参考に、口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書に記入いただき、借用証書といっしょに提出してください。

※ 次の場合は高校教育課まで御連絡ください。

- 残額の一括返還を希望される場合
- 返還計画を変更される場合
- 返還計画書を提出後又は返還途中で返還猶予事由が生じたため、 返還猶予申請を行いたい場合

4 所得証明書等の提出誓約書兼所得・ 財産調査等の同意書の提出→fr成 12ページ

返還の業務を行うために所得証明書等が必要な場合は、みなさんに直接問い合わせたりすることがありますが、滞納が長期に渡った場合等は、官公署等に所得・財産調査等を行うことがあります。

ただし、この場合、プライバシー保護のため、官公署等から所得・財産調査等の同意書の提出を求められることがありますので、滞納があり、調査する必要が生じた時に備え、修学生・連帯保証人から、事前に一律に提出をいただくものです。

【猶予事由に該当し返還を先へ延ばすことを希望されるとき】

5 返還の猶予→作成 17ページ

- ① 修学生自身が次の事由に該当する場合には、返還の開始を先へ延ばすことができます。(証明書類の添付が必要)
 - 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校(高等課程又は専門課程に限る。)等に在学するとき。
 - 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由によって一時的に返還が困難になったとき。

希望される方は、令和6年4月1日以降に返還猶予申請書と猶予事由を証明する書類を提出してください。

② 高等学校等卒業後、返還猶予申請書を「在学証明書」等の猶予事由を証明 する書類とともに、令和6年4月1日(月)から5月10日(金)までに、 忘れずに高校教育課に提出してください。期限までに提出がない場合は、猶 予は行われず令和6年10月から返還が始まりますので注意してください。

- ③ 審査の上、猶予が適当と判断された場合は返還猶予決定通知書を、猶予が 不承認となった場合は返還猶予不承認通知書を送付します。
 - →承認された方は、返還猶予期間終了の6箇月経過後から返還を開始してい ただきます。
 - →不承認となられた方は、貸与期間終了の6箇月経過後から返還を開始して いただきます。

その他

① 住所変更等の連絡について

住所、氏名、連帯保証人等を変更したときは、直ちに京都府教育委員会に「異動届」(15~16ページ掲載様式)を提出してください。

※異動届には、変更内容が確認できる書類が必要です。

例:住民票(本籍地・マイナンバーの記載不要)、運転免許証又は健康保険証 のコピーなど

注 健康保険証のコピーを提出する際は、保険者番号、被保険者等記号・番号を黒塗り(マスキング)してください。)

※連帯保証人を変更するときは、両面コピーをして使用して下さい。

連絡がないと、必要な手続が遅れることにより遅延利息が発生するなど、不利な取扱いを受ける場合がありますので、御注意ください。

② 修学生番号等について

連絡・照会・届出等で利用しますので、すぐに分かるよう手元に控えておいてください。また、<u>提出された借用証書、返還計画書等も、必ずコピーを取るなど、その内容を控えておいてください。</u>

③ 調査・照会について

返還の業務を行うために必要な場合は、みなさんに直接問い合わせたり、 官公署、学校へ住所や在籍状況、申請の内容について調査を行う場合があ ります。

④ 督促業務の業務委託等について

修学生及び連帯保証人が京都府高等学校等修学金の返還に当たり、返還 開始後未納があった場合は、京都府は返還督促業務受託業者に対して、督 促業務を委託する場合があります。(返還督促業務受託業者から、修学生及 び連帯保証人に文書又は電話による督促を行います。)

また、未納額が一定の金額に達した場合、弁護士による債権回収や、裁判所を活用した法的措置による債権回収を順次、実施しています。(5ページ「京都府高等学校等修学資金貸付金の返還金を延滞した場合」参照)

京都府高等学校等修学資金貸付金の返還金を延滞した場合

<延滞の発生>

- ・ 登録された口座から振替(引落し) 日に振替(引落し) できなかった。
- ・ 納入通知書(納付書)の納期限内に納付(返還)をしなかった。



<京都府から督促状を送付>

・ 速やかに納付(返還)していただくため、「督促状」を送付します。

<納付(返還)あり>

<納付(返還)なし>

延滞解消

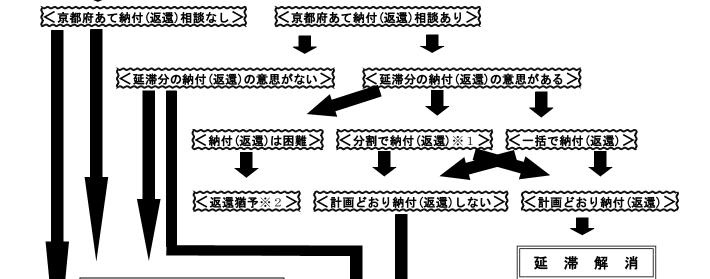
<京都府から催告書を送付・電話等による催告>

- 督促状を送付しても納付(返還)がない場合、次の①~③のように対応します。
 ① 催告書を送付
 ② 電話による催告
 ③ 戸別訪問による催告
- ・ 催告(連絡)があったが延滞分を一括返済できない場合は、京都府教育庁高校 教育課まで御連絡ください。

納付(返還)について、経済状況などの諸事情をお聞かせいただき、事情を踏まえた上で無理のない返済計画を策定する協議をさせていただく用意があります。

<納付(返還)あり>

延滞解消



<裁判所の活用(法的措置)による債権回収>

〈弁護士による債権回収〉・京都府から弁護士に債権の回収

を委託します。

- ・ 京都府は、<u>裁判所の活用(法的措置)</u>により、債権の回収を実施します。
- → 法的措置の例 ・・・ 貸金返還請求訴訟の提起 支払督促の申立て

いずれの段階にあっても、延滞が解消された場合は、次の段階の措置は実施しません。

- ※1 「分割で納付(返還)」は、手続の上、再度計画した分割納付計画書の提出が必要です。再度の計画による分割納付の条件は5年ごとに見直しとなります。 また、次の※2「返還猶予(返還の先延ばし)」の手続は利用できません。
- ※2 「返還猶予(返還の先延ばし)」は、新たな納付(返還)分のみが対象となります。延滞分の納付(返還)は対象外となりますので、必ず納付(返還)していただく必要があります。 また、「返還猶予(返還の先延ばし)」は、在学による猶予を除き、猶予の期間は最長1年ですので、猶予の事由が継続している場合も、1年ごとの手続が必要となります。

借用証書の作成

(記入方法)

日 付

借用証書を書く実際の日付

修学生番号

貸与決定通知書記載の修学生番号

修学生氏名

修学生自身が署名し、印鑑(認印可)を押してください。

連帯保証人

修学生と連帯して、修学資金の返還にあたっていただく方で、先に提出された「貸与申請書」に署名された方と同人物です。自身の署名と印鑑(認印可)が必要です。

連帯保証人を貸与申請時と変更する場合は、別途「異動届」を提出してください。

なお、連帯保証人を誰にしたか分からない場合は、高校教育課へお問い合わせください。

連帯保証人に対し、保証の意思を、直接確認する場合があります。あらかじめ、御了承ください。

親権者又は 未成年後見人

親権者

修学生が未成年の場合には、親権者の同意が必要です。 共同親権の場合は、父母それぞれが「親権者又は未成年後見 人氏名」欄に署名し、印鑑(認印可)を押してください。 親権者がおひとりの場合には、「親権者又は未成年後見人氏 名」欄に署名・押印していただき、「親権者氏名」欄は空欄 としておいてください。

借用金額

貸与総額を確認してから記入してください。

なお、借用証書の金額の訂正はできませんので注意してください。

訂 正

借用金額は訂正できません。記入を誤った場合は、新しい用紙に書き直してください。(P7, P8をコピーしてください。)

それ以外を訂正するときは、訂正箇所に2本線を引き抹消した上で、訂正印を押してください。

必ず提出する前にコピーを取り、保存しておいてください。

高等学校等修学金借用証書

午 月 \exists

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 1 (自署)

(貸与終了時の在学校名)

1 連帯保証人氏名 (自署)

親権者又は 1 未成年後見人氏名 () () ()

1 親権者氏名 (白署)

	百	+	万	千	百	+	円
借用金額							

上記のとおり京都府高等学校等修学金の貸与を受けました

本は、エロのとネッポ間が同等子は、するでは、ないました。 ついては、私及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条 例施行規則に従い、また、特約事項に同意し、別に提出する返還計画書により、連帯して遅滞なく返還します。

特約事項

(遅延利息)

- 第1条 修学生(修学金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、 当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ当該 各号に定める遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りで はい。 はい。 (1) 平成28年以前の年度分の修学資金 年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息 (2) 平成29年以後の年度分の修学資金 法定利率による遅延利息 2. 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

- (保管保証人) 第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。 第2条 連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。 第3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。
- がするよう。 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(借用証書の内容等の調査)

- 四部に言い[7]谷寺の調賞] 条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この借用証書の内容又は修学生若しくは連帯保証 人の住所(以下「借用証書の内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。 (1)
- 。 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、借用証書の内容等に関する情報を当該情報の収集 目的以外の目的で利用すること。
- 目的以外の目的で利用すること。
 (期限の利益の喪失)
 第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。
 (1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合
 (2) 修学金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合
 ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て
 イ 仮差押えその他の保全措置
 ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)
 (3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)
 (4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
 (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合
 (合意管轄)

(合意管轄)

- 修学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。
- - 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。 2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

高等学校等修学支度金借用証書

午 月 \exists

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 1 (自署)

(貸与時の在学校名)

1 連带保証人氏名 (自署)

親権者又は 1 未成年後見人氏名 () () ()

1 親権者氏名 (白署)

	百	+	万	千	百	+	円
借用金額							

私は、上記のとおり京都府高等学校等修学支度金の貸与を受けました。 ついては、私及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条 例施行規則に従い、また、特約事項に同意し、別に提出する返還計画書により、連帯して遅滞なく返還します。

特約事項

(遅延利息)

- (発達性) おります。 (修学支度金貸与決定者に限る。以下同じ。) は、正当な理由なく修学支度金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。 2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。 (連帯保証人)
- 第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。 2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。 3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、異動届を速やかに知事に提出しなけ
- 4 前項の異動曲には (申請内容等の調査) 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

- # 間項の容等の調査)
 第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。
 (1) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「申請内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。
 (2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
 (3) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。
 (期限の利益の喪失)
 第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。
 (1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合
 (2) 修学支度金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合
 ア会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て
 イ仮差押えその他の保会措置
 ウ強制執行(税の滞給処分及びその例による処分を含む。)
 (3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回念った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

- て計算する。) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

- ⁺¹⁷ 修学支度金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。 第5条
 - - 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

返還計画書の作成

(記入方法)

「借用証書」と同じです。

返還期間 (回数) 返還方法

修学金は最長20年(240回)、修学支度金は最長7年(84回)です。

- ○一 括(令和6年10月)
- ○年 賦(年1回 1月又は7月に返還)
- ○半年賦(年2回 1月と7月に返還)
- ○月 賦(毎月返還)

いずれかを 選んでください

→年賦の場合、貸与期間終了の6箇月経過後から、先に到来する月 (1月又は7月)が返還月となります。

(例:令和6年3月終了、同年10月返還開始義務発生→令和7年1月返還開始、以降毎年1月に返還)

10月までに一括返還を希望する場合は、高校教育課まで御連絡ください。

総返還回数

修学金は240回(年12回×20年)以内、修学支度金は84回(年12回×7年)以内となります。

1回当たりの返還額

金額は百円単位(百円未満切り上げ、10, 000円、7, 500円、5, 000円等)で均等払いです。端数が生じる場合は、最終回で調整をしてください。

「同時に修学支度金を返還される場合は、合計額の返還となります。 無理のない返還計画を作成してください。

訂 正

返還金額を誤った等訂正するときは、訂正箇所に2本線を引き抹消 した上で、訂正印を押してください。

※ 返還計画書の提出がない場合は、当課で返還額等を決定いたします。

返還の 具体例	108万円を毎月5千円、 216回の18年間で返還する場合	64万8千円を毎月5千円最終回3千円、 130回の10年と10箇月で返還する場合				
借用金額	1, 080, 000 円	648, 000 円				
返還期間	18 年間	10 年間 10 箇月				
返還方法	月 賦	月 賦				
総返還回数	216 回	130 回				
1回当たり	各 回 5,000 円	各 回 5,000 円				
の返還額	最終回 5,000 円	最終回 3,000 円				

高等学校等修学金返還計画書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 (自署) 住 所 〒

電話番号(固定) (携帯)

連帯保証人氏名 (自署) 住 所 T

電話番号(固定) (携帯)

親権者又は 未成年後見人氏名 (自署)

親権者氏名 (自署)

貸与を受けた京都府高等学校等修学金を下記のとおり返還します。 また、下記の個人情報の取扱いに関して同意します。

記

								1								
借	用	金	額								円					
返	還 (年	回 数)	数						□	(年	ケ月)				
返	還	方	法	_	括	年	Ξ 및	武		半	年	賦		月	賦	
総	返道	翠 回	数	1	口			回				口			П	
1	口	当た	り			各回		00円	各	口	•	00円	各回	1	•	00円
\mathcal{O}	返	還	額			最終回		00円	最終	>回		00円	最終回	1		00円

- 注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
 - 2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

個人情報の取扱いに関する同意

修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学金の返還に当たり、指定納期限後に未納があった場合は、京都府が返還督促業務受託業者に対し次の個人情報を提供すること、及び返還督促業務受託業者が次の個人情報を事務処理のために利用することに同意します。

○返還金未納分の督促(催告)を返還督促業務受託業者が修学生、連帯保証人に対し実施するために必要な情報(氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、借入総額、未納額、未納回数)

高等学校等修学支度金返還計画書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 (自署) 住 所 〒

電話番号(固定) (携帯)

連帯保証人氏名(自署)住 所 〒

電話番号(固定) (携帯)

親権者又は 未成年後見人氏名 (自署)

親権者氏名 (自署)

貸与を受けた京都府高等学校等修学支度金を下記のとおり返還します。 また、下記の個人情報の取扱いに関して同意します。

記

							, ,								
借	用	金	額							円					
返	還 (年	回 数)	数					回 (年	ケ月)				
返	還	方	法	_	括	年	賦		半	年	賦		月	賦	
総	返遗	型 団	数	1	口		回				口			口	
1	口	当た	り			各回	0 0 円	各回]		00円	各回]	(Нοο
0	返	還	額			最終回	0 0 円	最終回]		00円	最終回]	(00円

- 注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
 - 2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

個人情報の取扱いに関する同意

修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学支度金の返還に当たり、指定納期限後に未納が あった場合は、京都府が返還督促業務受託業者に対し次の個人情報を提供すること、及び返還督促 業務受託業者が次の個人情報を事務処理のために利用することに同意します。

○返還金未納分の督促(催告)を返還督促業務受託業者が修学生、連帯保証人に対し実施するために必要な情報(氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、借入総額、未納額、未納回数)

所得証明書等の提出誓約書兼 所得・財産調査等の同意書の 作成

(記入方法)

日 付 修学生番号 修学生氏記 連帯保証人 親権者又は 未成年後見人

「借用証書」と同じです。

訂 正

訂正するときは、訂正箇所に2本線を引き抹消した上で、訂 正印を押してください。

(別紙様式1)(修学生用)

所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書

京都府高校生等修学資金の返還に際して、返還期間中において、納期限まで に返済がなされない場合には、京都府が所得証明書、確定申告書写し、預貯金 の移動明細(預金通帳等の写しでも可)等の提出を求めたとき、これを速やか に提出することを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る費用は私が負担することに同意します。

おって、この提出がなされない場合には、京都府が関係行政機関及び関係金融機関等に私の所得・財産調査等を実施すること及び関係行政機関及び関係金融機関等がこれに回答することに同意します。

 年
 月
 日

 修学生番号
 修 学 生
 〒

 (自署)
 住所

上記について、同意します。

親権者又は 末成年後見人 住所 (自署) 氏名

 親 権 者
 〒

 (自署)
 住所

氏名

京都府知事 様

所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書

私が連帯保証人となる京都府高校生等修学資金の返還に際して、返還期間中において、納期限までに返済がなされない場合には、京都府が所得証明書、確定申告書写し、預貯金の移動明細(預金通帳等の写しでも可)等の提出を求めたとき、これを速やかに提出することを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る費用は私が負担することに同意します。

おって、この提出がなされない場合には、京都府が関係行政機関及び関係金融機関等に私の所得・財産調査等を実施すること及び関係行政機関及び関係金融機関等がこれに回答することに同意します。

年 月 日

(連帯保証人) 〒

住 所

氏 名 (自署)

印

京都府知事 様

異 動 届

京都府知事 様 修学生番号 修学生氏名 (自署) (在学校又は貸与終了時の在学校名) 連帯保証人氏名 (自署)の場合のみ証書 (原理の場合のみ証明的のこと。)

次のとおり異動がありましたので、届け出ます。

		学	籍の異	動					住	所 · 氏	名 等	の変	更	
口休	学	期間		年年	月月	日から 日まで	住	所	変更	変更日 (新住所)	年	月	日	
□長欠	サ 期席	理由						連帯	学生 保証人	(新電話番	5号)			
		貸 与 の 停止希望		年年	月分				電者又は 対年後見	(旧住所)				
П		復学日		年	月	日				(旧電話番	音号) ————————————————————————————————————			
復	学	貸 与 の 再開希望		年	月分	から	氏		変更	変更日	<u>年</u> (フリガナ	月	B)
		転学日		年	月	日			学 生	(新氏名)				
巨転	学	転学前学校名								(旧氏名)	(フリカ゛ナ)
		転 学 先学 校 名					連神	帯保証	E人変更	変更日	年	月	且	
	退	学		年	月	日				氏名	(フリカ゛ナ)
上記	足のとこ	おり相違あり 月 日 学校				印	親村	権者変	ご更	〒 住所 電話番号 生年月日		月	日 (歳)
(転	学の場合	計は、転学先 <i>の</i>)学校長)							(旧氏名)				

注 1 住所変更等に伴い修学資金の振込口座を変更する必要がある場合は、別途高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書を提出してください。 2 連帯保証人を変更する場合は、特約事項にも、新連帯保証人が自筆により署名し、押印してください。 (遅延利息)

- 第1条 修学生は、正当な理由なく修学金又は修学支度金(以下「修学資金」という。)を返還すべき日までに返還しなかった場合は、 当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ当該各 号に定める遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 平成28年度以前の年度分の修学資金 年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息
 - (2) 平成29年度以後の年度分の修学資金 法定利率による遅延利息
- 2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

- 第2条 連帯保証人は、修学生が京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例第3条第3項(ただし書を含む。)の規定による修学金の貸与期間において貸与を受けている修学資金に関する府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。
- 2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。
- 3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。
- 4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(申請内容等の調査)

- 第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。
- (1) 知事が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、修学資金の内容又は修学生若しくは連帯保証人の 住所(以下「申請内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。
- (2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
- (3) 知事が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

- 第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合
- (2) 修学資金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の 法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て
 - イ 仮差押えその他の保全措置
 - ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)
- (3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)
- (4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第5条 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

連帯保証人氏名 (自署)

ⅎ

返還猶予申請書の作成

(記入方法) (令和6年1月頃に別途学校を通じて案内します。)

 \Box 付 修学生番号 修学生氏名 連帯保証人 親権者又は 未成年後見人 親権者

「借用証書」と同じです。 ただし、押印は必要ありません。

訂 正

訂正するときは、訂正箇所に2本線を引き抹消した上で、訂 正印を押してください。

(添付書類について)

- 猶予事由を証明する下記のいずれかの書類が必要です。 添付書類は原本1通を提出してください。
- 高等学校等卒業後、返還猶予申請書類と「在学証明書」等の猶予事由を証す る書類を令和6年4月1日(月)から5月10日(金)までに、忘れずに高 校教育課に提出してください。

期限までに提出がない場合、猶予は行われず令和6年10月から返還が始ま りますので注意してください。

猶予事由	添付する証明書	猶予を受けられる期間
在学中 (高等学校、大学等の教育機関)	在学証明書 ※合格通知書、学生証等は不可	在学中
進学準備中	予備校の在学証明書等	令和7年3月まで
(その)他の事由)	
災害•盗難	警察・消防等官公署の証明書	
疾病•負傷	医師の診断書 (治療に要する期間が分かるもの)	<u>1年以内</u>
生活保護受給中	生活保護受給証明書又は	ただし、1年以上事由
(本人が被保護者の場合)	民生委員の証明書	が継続する場合は、さ
新卒及び在学猶予切れの場合 の無職・未就職	求職受付票のコピー(ハローワークカード等)又は求職活動中であることがわかる書類	らに1年を超えない範 囲でその都度延長の ための申請が可能
失業中	離職証明書、雇用保険受給資格者証の写 し等	

猶予事由	添付する証明書	猶予を受けられる期間
低所得等(収入が生活保 護支給基準以下であるこ と)※1	最新年分の所得(課税)証明書 損益計算書(別記第3号様式)、給与見込 及び勤務証明書(別記第13号様式)又は 給与見込計算書(別記第14号様式) 修学資金返還猶予申請に係る世帯状況申 告書(別記第15号様式) 既婚者の場合は、配偶者の最新年分の 所得(課税)証明書 父母と同居の場合は、父母の最新年分 の所得(課税)証明書 (別記様式など用紙が必要な場合は、高 校教育課まで請求してください。)	1年以内 ただし、1年以上事由が 継続する場合は、さらに 1年を超えない範囲でそ の都度延長のための申 請が可能

- ※1 低所得とは次の要件に該当する場合をいいます。
- (1) 単身者の場合 前年及び今後1年間の給与収入が160万円以下 (自営業の場合は、前年及び今後1年間の事業所得が100万円以下)
- (2) 既婚者の場合は、夫婦の給与を合算した給与収入が年額 220 万円以下
- (3) 父母と同居されている場合は、父母の所得を合算した所得が京都府高等学校等修学資金貸与実施要項別表第3に定める基準額未満である必要があります。

また、父母に 19 歳未満の扶養親族がいる場合は、その者の健康保険証の写し(提出の際は、保険者番号、被保険者等記号・番号を黒塗り(マスキング)してください。)の添付が必要です。

高等学校等修学金返還猶予申請書

年 月 日

)

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名

(自署)

(貸与終了時の在学校名

連帯保証人氏名

(自署)

親権者又は 未成年後見人氏名

(自署)

親権者氏名

(自署)

次のとおり修学金の返還猶予を申請します。

_				
猶予を受けようとする期間	年	月から	年	月まで
猶予を受けようとする事由				

- 注 1 猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
 - 2 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記が必要です。
 - 3 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自 筆により署名してください。

第24号様式(第15条関係)

高等学校等修学支度金返還猶予申請書

年 月 日

京都府知事様

修 学 生 番 号 修 学 生 氏 名 (自署)

(貸与時の在学校名)

連带保証人氏名

(自署)

親権者又は 未成年後見人氏名 (自署)

親権者氏名

(自署)

次のとおり修学支度金の返還猶予を申請します。

猶予を受けようとする期間	年	月から	年	月まで
猶予を受けようとする事由				

- 注 1 猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
 - 2 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記が必要です。
 - 3 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆 により署名してください。

返還の免除について

- 修学生が死亡又は心身の著しい障害により返還することができなくなったとき、返還未済額の全部又は一部の返還が免除されることがあります。
- 高校教育課に御相談ください。 詳細をお伺いし、状況に応じて下記の申請書類を送付します。 申請内容について審査し、返還免除の決定・不承認及び返還免除額の決定を行います。

(申請に必要な書類)

- 1 死亡による免除のとき、
 - (1)高等学校等修学金(修学支度金)返還免除申請書
 - ②死亡したことを確認できる書類
 - ③その他実施要項に定める事由を証明する書類
- 2 心身の著しい障害による免除のとき、
 - ①高等学校等修学金(修学支度金) 迈環免除申請書
 - ②返還することができなくなった事情を証する書類(家計状況書、京都府教育委員会所定の用紙を使用してください。)
 - ③医師の診断書(京都府教育委員会所定の用紙を使用してください。)
 - ④その他実施要項に定める事由を証明する書類
 - ※申請内容によっては、返還猶予申請をしていただく場合もあります。

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例

(趣旨)

(歴日) 第1条 この条例は、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に 寄与する人材の育成に資するため、高等学校等に在学する者で、 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難なものに対し、 修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 高等学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(次に掲げるものに限る。)及び同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)をいう。ア 高等学校イ 中等教育学校(後期課程に限る。)ウ 特別支援学校(高等部に限る。)エ 高等専門学校 (2) 修学資金 修学会及び修学支度金をいう

(2) 修学資金 修学金及び修学支度金をいう。 (3) 修学金 月額を単位として貸与する奨学金をいう。 (4) 修学支度金 一時金として貸与する奨学金をいう。

(貸与の対象及び方法)

3条 知事は、次に掲げる要件の全てに該当する者に対し、予算 の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学金を貸与する 第3条

とがでできる。)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者が府の

区域内に住所を有していること。 ア 貸与を受ける者が未成年者である場合 貸与を受ける者の 親権者又は未成年後見人 イ 貸与を受ける者が20歳未満の成年者である場合 貸与を受

イ 賃子を受ける者か20歳未満の成年者である場合 賃生ける者又はその生計を維持する者 ウ 貸与を受ける者が20歳以上の成年者である場合 貸与ける者 (2) 高等学校等に在学していること。 (3) 勉学意欲があると認められること。 (4) 経済的理由により修学が困難であると認められること。 (5) 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。

- 知事は、修学金の貸与を受ける者で、高等学校等への入学(中等教育学校後期課程への進級を含む。)をしたため特に必要があると認められるものに対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学支度金を貸与することができる。
- 修学金の貸与期間は、貸与を受ける者が在学する高等学校等に おける正規の修業年限とする。ただし、修業年限の定めのない高 等学校等に在学する者に対する貸与期間は、規則で定める。

(貸与の決定の取消し)

(資与の決定の取消し) 第4条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれか に該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。 (1) 前条第1項各号に掲げる要件を欠いたとき。 (2) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成す る見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

5条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、修学資金を返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸与期間が満了したとき。 (2) 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。 知事は、規則で定めるところにより、修学資金の返還を猶予す ることができる。

(返還の免除)

(規則への委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

- この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用
- この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。 する。この条例は、平成14年4月1日以後に学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは高等専門学校の第1学年に入学した者又は同条に規定する中等教育学校の第4学年に新たに在学することとなった者であって、この条例の施行の際現に高等学校等に在学するものから適用する。

附 則 (平成17年条例第21号) この条例は、平成17年4月1日から施行する。 平成17年3月31日以前にこの条例による改正後の京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例第2条第1号に規定する高等学校等への入受(中等教育学校後期課程への進級を含む。)をした者 に係る同条第2号に規定する修学資金については、なお従前の例

附 則 (平成19年条例第11号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第63号) この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第 96号)の施行の日から施行する。

附 則(令和4年条例第6号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則で使用する用語は、京都府高等学校等修学資金の 貸与に関する条例(平成14年京都府条例第34号。以下「条例」と いう。)で使用する用語の例による。

(貸与額)

- 貸与額) 第2条 条例第3条第1項の規定により貸与する修学金の額は、別表第1に定める額(条例第1条に規定する者の就学等の支援に係る資金(修学金及び条例第3条第1項第5号に規定する同種に係資金を除く。)で知事が別に定めるものの給付を修学金貸与決定通知書を(第6条第5項の規定により高等学校等修学金貸与決定通知書を受けた者をいう。以下同じ。)のために受ける者があるときは、当該額から当該給付を受ける資金の月額に相当する額として知事が別に定めるところにより算定した額を控除した額)を上限として申請者が申請する額とする。 第2条
- 条例第3条第2項の規定により貸与する修学支度金の額は、別 表第2に定める額とする。

- (貸与の対象) 第3条 条例第3条第1項第3号の規定による勉学意欲があること の認定は、申請者が在学する学校の校長が、知事が別に定めると ころにより行うものとする。
- 条例第3条第1項第4号の規定による経済的理由により修学が 困難であることの認定は、知事が申請者の属する世帯の所得について知事が別に定める認定基準により行うものとする。
- 条例第3条第1項第5号に規定する同種の資金は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に基づく学資貸与金及び学資支給金、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく修学資金、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)に基づく修学のために必要な経費、京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例(昭和50年京都府条例第10号)に基づく修学奨励金その他知事が別に定める資金とする。
- 条例第3条第2項に規定する修学支度金の貸与について特に必要があると認められる者は、知事が別に定める基準を満たすもの

(貸与期間)

4条 条例第3条第3項ただし書に規定する修業年限の定めのない高等学校等に在学する者に対する貸与期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。 (1) 高等学校の定時制の課程及び通信制の課程 4年 (2) 中等教育学校の後期課程の全日制の課程 3年

- 中等教育学校の後期課程の定時制の課程及び通信制の課程 4年
- (4) 専修学校の高等課程 3年

(貸与の予約)

- 5条 高等学校等に進学を希望する者で、高等学校等に入学後、 修学金の貸与を受けようとするもの(以下「予約申請者」という。) は、高等学校等修学金予約申請書(別記第1号様式)に次に掲げる 第5条 書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければな らない
 - (1) 予約申請者が在学する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校(同条に規定する義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む。)の校長の推薦書(2) 予約申請者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する。
- る法律(平成22年法律第18号)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)の所得に関する証明書)その他知事が必要と認める書類
- 予約申請者で、修学支度金の貸与を受けようとするものは、高 等学校等修学支度金予約申請書(別記第2号様式)を知事が定める 期日までに知事に提出しなければならない。
- 知事は、高等学校等修学金予約申請書の提出を受けたときは、 その内容を審査し、修学金の貸与を予定する旨の決定をしたとき は高等学校等修学金貸与予定通知書(別記第3号様式)により、予 定しない旨の決定をしたときは高等学校等修学金貸与予約不承認 通知書(別記第4号様式)により、予約申請者に通知する。
- 1 知事は、高等学校等修学支度金予約申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学支度金の貸与を予定する旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金貸与予定通知書(別記第5号様式)により、予定しない旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金貸与予約不承認通知書(別記第6号様式)により、当該申請者に通知する。

(貸与の申請及び決定)

- (資子の甲爾及い伏圧) 第6条 前条第3項の規定により高等学校等修学金貸与予定通知書 を受けた者で、修学金の貸与を受けようとするもの(以下「貸与 予定者」という。)は、高等学校等に入学後、連帯保証人1名を 立てて、高等学校等修学金貸与申請書(別記第7号様式)を知事が 定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 前条第4項の規定により高等学校等修学支度金貸与予定通知書を受けた者で、修学支度金の貸与を受けようとするものは、連帯保証人1名を立てて、高等学校等修学支度金貸与申請書(別記第8号様式)を知事が定める期日までに知事に提出しなければなら
- 高等学校等に在学する者(貸与予定者を除く。)で、修学金の貸与を受けようとするもの(現に修学金の貸与を受けている者で、

年度を超えて引き続き修学金の貸与を受けようとするものを含む。 以下「在学申請者」という。)は、連帯保証人1名を立てて、高等 学校等修学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が定め る期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 在学申請者が在学する高等学校等の校長の推薦書 (2) 在学申請者の保護者等の所得に関する証明書 (3) その他知事が必要と認める書類

- 貸与予定者(第2項の規定により高等学校等修学支度金貸与申請 書を提出した者を除く。) 及び在学申請者で修学支度金の貸与を受けようとするものは、連帯保証人1名を立てて、高等学校等修学支度金貸与申請書を知事が定める期日までに知事に提出しなけれ ばならない。
- 知事は、高等学校等修学金貸与申請書の提出を受けたときは、 その内容を審査し、年度ごとに、修学金を貸与する旨の決定をし たときは高等学校等修学金貸与決定通知書(別記第9号様式)によ り、貸与しない旨の決定をしたときは高等学校等修学金貸与不承 認通知書(別記第10号様式)により、貸与予定者又は在学申請者に
- 知事は、高等学校等修学支度金貸与申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学支度金を貸与する旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金貸与決定通知書(別記第11号様式)により、貸与しない旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金貸与不承認通知書(別記第12号様式)により、当該申請者に通知する。

(借用証書)

修学金貸与決定者は高等学校等修学金借用証書(別記第 (12号の2様式)を、修学支責を保証をは同等学校等修予並信用証書(別記席 12号の2様式)を、修学支度金貸与決定者(前条第6項の規定により高等学校等修学支度金貸与決定通知書を受けた者をいう。以下同じ。)は高等学校等修学支度金借用証書(別記第12号の3様式)を、それぞれ連帯保証人と連署の上、貸与を受ける年度の知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

第7条 知事は、修学生(修学金貸与決定者又は修学支度金貸与決定者をいう。以下同じ。)に対し、特別な理由があるときを除き、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期に貸与する。ただし、修学金の初回の貸与時期は、貸与決定後

	٠ هـ٥			
	区	分	時	期
4	1月分から9月	分までの修学金	4月	
1	0月分から3月	分までの修学金	10月	
化	※学支度金		貸与決定	後

(貸与額の変更)

- 第8条 修学金貸与決定者は、修学金の貸与額を変更しようとする ときは、高等学校等修学金貸与額変更申請書(別記第13号様式)を 知事に提出しなければならない。
- 知事は、前項の申請書の提出を受け、適当と認めるときは、高 等学校等修学金貸与額変更決定通知書(別記第14号様式)により修 学金貸与決定者に通知する。

(貸与の辞退)

- 第9条 修学生は、いつでも修学金又は修学支度金の貸与を辞退す ることができる。
- 修学生は、修学金の貸与を辞退しようとするときは高等学校等 修学金貸与辞退届(別記第15号様式)を、修学支度金の貸与を辞退 しようとするときは高等学校等修学支度金貸与辞退届(別記第16号 様式)を、知事に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し)

- 第10条 知事は、条例第4条の規定により修学金の貸与の決定を取り消したときは、取り消した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。次項及び次条において同じ。)
- 修学生は、修学金の貸与を取り消された日の属する月の翌月以降の分として既に修学金の貸与を受けているとき又は修学支度金の貸与を取り消された日に既に修学支度金の貸与を受けていると きは、当該修学金又は修学支度金を直ちに返還しなければならな
- 知事は、修学生が虚偽の申請その他不正な手段により修学金又 3 は修学支度金の貸与を受けたときは、貸与の決定を取り消し、既に貸与した修学金又は修学支度金の全額の返還を命じることがで
- 知事は、修学金の貸与の決定を取り消したときはその旨を高等学校等修学金貸与取消通知書(別記第17号様式)により、修学支度金の貸与の決定を取り消したときはその旨を高等学校等修学支度金貸与取消通知書(別記第18号様式)により、修学生に通知する。

(貸与の停止)

- (資与の停止) 第11条 知事は、修学金貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の事由が発生した日の属する月の翌月から修学金の貸与を停止することができる。 (1) 休学したとき。 (2) 長期にわたって欠席したとき。 (3) その他修学金の貸与を継続することが適当でないと認められるとき。
- 前項に規定するもののほか、知事は、修学金貸与決定者が第6条の2に規定する高等学校等修学金借用証書を、修学支度金貸与 決定者が同条に規定する高等学校等修学支度金借用証書を、それ

ぞれ同条に規定する知事が別に定める期日までに提出しないときは、その提出があるまで、当該期日の属する月の翌月から修学金の貸与を停止することができる。

- 知事は、前2項の規定により修学金の貸与を停止したときは、 その旨を高等学校等修学金貸与停止通知書(別記第19号様式)により修学金貸与決定者に通知する。
- 知事は、第1項に規定する修学金の貸与の停止の事由が消滅したときは当該事由が消滅した日の、第2項に規定する借用証書が提出されたときは当該借用証書が提出された日のそれぞれ属する 近日でからいる目が目の場合が、ためられている。 月(その日が月の末日であるときは、その日の属する月の翌月)が ら修学金の貸与を再開することができる。
- 知事は、修学金の貸与を再開したときは、その旨を高等学校等 修学金貸与再開通知書(別記第20号様式)により修学金貸与決定者

(支払の調整)

第12条

第13条 削除

(仮環)

- 図屋)
 514条 修学生は、条例第5条第1項に該当するときは、同項各号の事由が生じた月(同条第2項の規定による返還の猶予があったときは、その期間が終了した月)の翌月から起算して6月を経過した後、貸与を受けた修学金又は修学支度金を除く。)の返還を開定により返還すべき修学金又は修学支度金を除く。)の返還を開始しなければならない。ただし、修学生は、その前であっても貸 第14条 与を受けた修学金又は修学支度金の返還を開始することができる。
- 修学生は、前項に規定する返還開始時期から起算して、修学金 ドチ生は、前頃に成足りる返逐開始時期がら起鼻して、ドチェにあっては20年以内に、修学支度金にあっては7年以内に、年賦、半年賦又は月賦の方法により返還しなければならない。ただし、修学生は、貸与を受けた修学金又は修学支度金の全部又は一部を、いつでも繰り上げて返還することができる。
- 前2項の規定にかかわらず、知事は、修学生が修学金の貸与期間満了時において第6条の2に規定する高等学校等修学金借用証書を提出していないときは貸与した修学金の全額を一括して、高等学校等修学支度金借用証書を提出していないときは貸与した修学支度金の全額を一括して、それぞれ返還するよう命じることが できる。

(返還の猶予)

- (25年の1977) 115条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学金又は修学支度金の返還を猶予することができる。 (1) 修学生が高等学校等、短期大学、大学、大学院、専修学校(専門課程に限る。)その他これらに相当する教育機関に在学する
 - とき。 (2) 修学生が災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由によって返還が著しく困難な状況にあると認められるとき。
- 前項第1号に該当することにより修学金又は修学支度金の返還を猶予する期間は、その事由の継続する期間とする。
- 第1項第2号に該当することにより修学金又は修学支度金の返還を猶予する期間は1年を超えない期間とし、更にその事由が継続するときは1年を超えない範囲においてその都度期間を延長することができる。
- 修学金の返還の猶予を受けようとする者は、高等学校等修学金 返還猶予申請書(別記第23号様式)に返還の猶予事由を証する書類 4 を添えて、知事に提出しなければならない。
- 修学支度金の返還の猶予を受けようとする者は、高等学校等修 学支度金返還猶予申請書(別記第24号様式)に返還の猶予事由を証 する書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 知事は、第4項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学金の返還を猶予する旨の決定をしたときは高等学校等修学金返還猶予決定通知書(別記第25号様式)により、猶予しない旨の決定をしたときは高等学校等修学金返還猶予不承認通知書(別記第26号様式)により、当該申請者に通知する。
- 知事は、 第5項の申請書の提出を受けたときは、 査し、修学支度金の返還を猶予する旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金返還猶予決定通知書(別記第27号様式)により、猶予しない旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金返還猶予不承認通知書(別記第28号様式)により、当該申請者に通知する。
- 知事は、返還猶予期間であっても、特に必要があると認められるときは、その事由を証することができる書類を提出させることができる。

- (返還の免除) 第16条 知事は、 2000 16条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号 に掲げる額の修学金又は修学支度金の返還を免除することができ 第16条
 - る。 (1) 修学生が死亡したとき又は心身の障害により労働能力を喪失したと認められるとき 当該事由に該当したときに現に存する債務(履行期が到来したもの及び遅延利息を除く。)の額(以下「返還未済額」という。)の全部又は一部 (2) 修学生が心身の障害により労働能力に高度の制限を有することとなったと認められるとき 返還未済額の4分の3以内の額
- 修学金の返還の免除を受けようとするときは、修学金貸与決定 者若しくは修学金貸与決定者の相続人又は連帯保証人は、高等学

校等修学金返還免除申請書(別記第29号様式)に返還の免除事由を 証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 修学支度金の返還の免除を受けようとするときは、修学支度金貸与決定者若しくは修学支度金貸与決定者の相続人又は連帯保証人は、高等学校等修学支度金返還免除申請書(別記第30号様式)に返還の免除事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければな らない。
- 知事は、第2項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学金の返還を免除する旨の決定をしたときは高等学校等修学金返還免除決定通知書(別記第31号様式)により、免除しない旨の決定をしたときは高等学校等修学金返還免除不承認通知書(別記第32号様式)により、当該申請者に通知する。
- 知事は、第3項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学支度金の返還を免除する旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金返還免除決定通知書(別記第33号様式)により、免除しない旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金返還免除不承認通知書(別記第34号様式)により、当該申請者に通知する。

- エアロング 17条 修学生は、正当な理由なく修学金又は修学支度金を返還す べき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日か ら返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利 率による遅延利息を支払わなければならない。
- 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(異動の届出)

- (18条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに異動届(別記第35号様式)にその事実を証する書類を添えて、知 第18条 事に届け出なければならない。

事に届け出なければならない。
(1) 休学、長期欠席、復学、転学又は退学をしたとき。
(2) 氏名又は住所を変更したとき。
(3) 親権者又は未成年後見人の氏名又は住所に変更があったとき。
(4) 親権者又は未成年後見人を変更するとき。
(5) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
(6) 連帯保証人を変更するとき。

- 修学生が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、速やかにその事実を証する書類を添えて、その旨を知事に届け出なけ ればならない。
- 第1項の規定にかかわらず、同項第2号、第3号又は第5号に該当した旨を届け出ようとする修学生は、知事が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第2項の規定により当該修学生又はその親権者、未成年後見人若しくは連帯保証人に係る都道府県知事保存本人確認情報(同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。)のうち、同法第7条第8号の2に規定する個人番号以外のものを京都府教育委員会に提供するときは、 これらの事実を証する書類の添付を要しない。

(委任)

☆ Li) 19条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事 項は、知事が別に定める。 第19条

附 則 の規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用

- この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から廻りする。 する。 平成14年度の修学資金の貸与に係る第6条の規定の適用については、同条中「4月(高等学校等に入学後、初回の貸与にあっては、貸与決定後)に4月分から8月分まで、9月に9月分」とあるのは、「貸与決定後に4月分」とする。
- 附 則(平成16年規則第11号) この規則は、平成16年4月1日から施行する。

則(平成17年規則第16号)

(施行期日) 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 平成16年3月31日以前に高等学校等に入学をした者で、この規則の施行の際現に修学資金の貸与を受け、平成17年4月1日以降引き続き当該修学資金の貸与を受けようとするもの(以下「継続申請者」という。)の貸与の申請については、この規則による改正後の京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第6条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 3 継続申請者については、この規則による改正前の京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第7条の規定はなお効力を有する。

附 則(平成19年規則第18号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。

則(平成22年規則第16号)抄

(施行期日) <u>の規</u>則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

- 附 則 (平成23年規則第31号) (施行期日等) 1 この規則は、公布の日から施行し、第4条の規定による改正後 の京都府会計規則第76条第2項の規定は、平成23年4月27日から適 用する。 (経過措置) 2 この規則の施行前にしたこの規則による改正前のそれぞれの規 則(以下「旧規則」という。)の規定に基づく申請等の行為につい ては、この規則による改正後のそれぞれの規則(以下「新規則」

という。)の規定に基づいてしたものとみなす。 旧規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新規則の 規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用す ることができる。 3

附 則(平成26年規則第27号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条 の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第5条 第1項及び第6条第3項の規定による申請書に添付すべき書類 (以下「書類」という。)の提出については、この規則による則第5条 後の京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第5条 条第1項第1号及び第6条第3項第1号の規定は、平成27年4月 以後の月分の修学金に係る書類の提出について適用し、同年3月 以前の月分の修学金に係る書類の提出については、なお従前の例 による。 による。

附 則(平成27年規則第2号)抄

(施行期日)

.... この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第69号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。

則(平成28年規則第53号)

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第6条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置) 第四項目の 平成28年度分の修学資金については、この規則による改正後の 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則(以下「新 規則」という。)第3条第1項、第5条第1項第1号及び第6条 第3項第1号の規定は、適用しない。

る 利税則第17年第17年の税には、十成28年度以前の年度力の修子 資金の遅延利息について適用し、平成28年度以前の年度分の修学 資金の遅延利息については、なお従前の例による。 (特定修学金に関する特例) 6 次に掲げる修学金(以下「特定修学金」という。)については、 新規則第6条の2、第11条第2項及び第14条第3項の規定は、適

別しない。 (1) 平成28年度以前の年度分の修学金 一二十二年度以後の年度分の修学金

- 用しない。
 (1) 平成28年度以前の年度分の修学金
 (2) 平成29年度以後の年度分の修学金(修学金貸与決定者が当該修学金の貸与を受けることにより年度を超えて引き続き修さるの貸与を受けることにより年度を超えて引き続きを受けることにより年度を超えて引きを受けることとなる場合であって、当該貸与を受けることとなる場合であって年度であるときに限る。) (2) に限る。学金に係る修学金貸与決定者(以下「转定るときさばりをときるよりは、次の各号のいず学金信用記書(附則別記記様式)を消費者にといき書とと連出貸与の上とはならしたと連出貸与とと連出貸与とした。ときに関する条例(平成14年を知事に提出貸与学校等(を)の規定により、第都条例、第4条の規定により修学金の街与とは、1(1) 修京都条例、第4条の規定により修学金の協力を表して、1(2) 京都条例、第4条の規定により、6年とのでは、10年ででは、10年ででは、10年ででは、10年ででは、10年ででは、10年で
- 附 則 (平成29年規則第22号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則(平成29年規則第36号) この規則は、平成29年7月18日から施行する。

附 則 (令和3年規則第15号) この規則は、令和3年4月1日から施行する。 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

別表第1(第2条関係)

区	. 分	額
国公立の高等学校等	目宅通学の場合	月額18,000円
	目宅外通学の場合	月額23,000円
私立の高等学校等	目宅通学の場合	月額30,000円
	日室外通学の場合	月額35,000円

| 自宅通学の場合」とは、修学金貸与決定者がその親権者又は未成年後見人と同居する場合又はこれに準じると認められる場合をいう。 | 「自宅外通学の場合」とは、自宅通学の場合以外のときをいう。 備考 2

	別表第2	(第2条関係 <u>)</u>	
Γ	区	分	額
Γ	国公立の	高等学校等	50,000円
Г	秋立の高?	等学校等	250,000円

京都府高等学校等修学資金貸与実施要項

1 趣旨

この要項は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例 (平成14年京都府条例第34号。以下「条例」という。)及び京 都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則 (平成14 年京都府規則第31号。以下「規則」という。)に基づき修学資 金を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

定義

- た報 この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第3条第2項第3号に規定する保護者等であって、貸与を受けようとする者と生計を一にするものを
- (2) 都道府県民税所得割額 地方税法(昭和25年法律第226号) の規定による道府県民税(同法の規定による都民税を含む。) の同法第23条第1項第2号に掲げる所得割(同法第50条の2の規定によって課する所得割を除く。) の額をいう。
- (3) 市町村民税所得割額 地方税法の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。) の同法第292条第1 項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課す る所得割を除く。) の額をいう。

貸与額

- 3 貸与額
 (1) 規則第2条第1項に規定する修学金の貸与額(以下「修学金貸与額」という。)は、千円未満を切り捨てた千円単位で申請するものとする。
 (2) 規則第2条第1項の条例第1条に規定する者に対する資金で知事が別に定めるものとは、京都府奨学のための給付金とする治要綱(平成26年京都府告示第446号)による給付金とする。
 (3) (2)に規定する資金の月額に相当する額として知事が別に定めるところにより算定した額とは、別表第1のとおりとする。ただし、同一年度内においては、区分の変更があっても額は変更しない。
 (4) 修学生が(2)に定める資金の給付を受ける者の世帯に属するときの修学金の額は、別表第2のとおりとする。ただしまする場合は、変更後の区分による規則別表第1に定める額から、(3)に規定する額を控除した額とする。
- (5) 修学金貸与額のうち、自宅外通学の場合の適用は、次のとおりとする。 ア 申請時現在において現に自宅外から通学している者で、

 - 申請時現在において現に目毛外から通学している者で、 自宅外通学の修学金貸与額を希望するものに適用する。 自宅とは、申請者と生計を同じくする家族の住所をいい、 転勤や出稼ぎ等により主たる生計維持者が、一時的に家族 と別居しているときは、その家族の住所を自宅とみなす。 自宅外通学の修学金貸与額の適用に当たっては、申請書 又は所得に関する証明書に記載された住所により、申請者 の現住所及び自宅の住所を確認する。

- 認定基準
 (1) 規則第3条第1項の勉学意欲があることの認定は、申請者の在籍する学校の校長が推薦書(別記1号様式)により行うこととする。
- こととする。 (2) 規則第3条第2項の知事が定める認定基準は、条例第3条第1項の修学金(以下「修学金」という。)の貸与を受けようとする者の属する世帯が、次のいずれかに該当することとする。 条例第3条
 - 。 保護者等が、申請時に生活保護法(昭和25年法律第144 ・)に基づく保護を受けていること。 保護者等の全員の都道府県民税所得割額と市町村民税所

 - 「保護者等の全員の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額(いずれも申請する月の属する年度のもの。ただし、申請する月の属する年度のもの。ただし、申請する月の属する年度のもの。ただし、申請する月とを算した額が、別表第3に定める基準額未満の人業者により家計が急変したこと。 「主たる生計維持者の失業若しくは破産等又は災害救助法等が適用された災害とり家計が急変したこと。」 等が適用された災害とり家計が急変したこと。 は災害救助法等が適用されない、経営不振、「家計が1とでは災害救助法等が適分、経営不振、「家計が1とでは、「家計が1の収入を表別の収入見込み額から算出した都道府県民税所得割額との中民税所得割額との合計相当額が、別表第3に定める基準額未満であること。

5 認定の方法

- (1) 4の(2)のアによる認定 生活保護受給証明書により認定する。 (2) 4の(2)のイによる認定 ア 次のいずれかの書類により認定する。

 - (7) 市町村民税・都道府県民税特別徴収税額通知書の写し (4) 市町村民税・都道府県民税納税通知書の写し (ウ) 市町村民税・都道府県民税納税通知書の写し (ウ) 市町村民税・都道府県民税課税(非課税)証明書 別表第3の扶養親族については、健康保険証の写し等に
- より確認する。 (3) 4の(2)のウによる認定 家計急変事情の申告書(別記第2号様式)及び次の書類に
 - 事由に該当することの証明書類

- (ア) 失業の場合
- 7) 失業の場合 離職票の写し又は退職証明書等 (1) 破産の場合 破産決定書・申立書の写し又は個人事業 の開・廃業の届出書の写し等 り) 災証明書(被害状況を記した校長の副 (イ) 破産の場合

- の開・廃業の届出書の与し等
 (ウ) 災害の場合 り災証明書 (被害状況を記した校長の副申書も可とする。)
 (エ) その他の場合 事由を確認できる書類 次のいずれかの書類 (申請する月の属する年度のもの。ただし、申請する月が4月又は5月であるときは、その前年度のもの。)

- 年度のもの。)
 (7) 市町村民税・都道府県民税特別徴収税額通知書の写し
 (4) 市町村民税・都道府県民税納税通知書の写し
 (ウ) 市町村民税・都道府県民税課税(非課税)証明書
) 4の(2)のエによる認定
 家計急変事情の申告書(別記第2号様式)及び次の書類により認定する。
 ア 事由に該当することの証明書類
 (7) 病気の場合 医師の診断書等
 (1) 事故の場合 事故証明書等
 (1) 会社倒産の場合 取引停止通知書の写1等

- (7) 病気の場合 医師の診断書等
 (4) 事故の場合 事故証明書等
 (ウ) 会社倒産の場合 取引停止通知書の写し等
 (エ) 経営不振の場合 経営不振の事由により公共的団体等
 から融資等を受けていることが確雇用主の語明書等
 (オ) 転職又は賃金カット記明書等
 (オ) 転職又は賃金カット記明書等
 (オ) を他のの場合 り災主明書できる書類
 イ 次のいずれかのる書類(申請するときは、そのですれたでし、申請するとのの。)
 (ア) 市町村民税・都道府県民税納税通知書の「日、(ウ) 市町村民税・都道府県民税課税(非課税) 正明書
 ウ 申請時の所得状況から保護者等の1年間の収入見込品計算書(事業所得者のよの記第3号様式)(イ)雇用主による大のいずれかの保護者書類
 (ア) 損雇用金額が確認できる。別記第3号様式)(イ)雇用主による支払(見込) 証明書
 (ウ) 直近3箇月分以上の給できる。別記第3号様式)(イ)雇用主による支払(見込) 証明書
 (カ) 直近3箇月分以上の給できます。
 (エ) その他所得金額が確認できる書類
 エ 当該第4号様式)
 (5) (4) のウにより給与所得者の収入見込額を推算する場合で、1年間分の収入金額が見込める場合は、平均日収金額を1615
 - し等により算定した平均月収金額をもとに次の方法により推算する。
 ア ボーナスの支給が見込める場合は、平均月収金額を16.15倍した金額を1年間の収入見込額とする。ただし、転職の事由によるときは、平均月収金額を16.15倍し、その金額を0.95倍した金額を1年間の収入見込額とする。イ ボーナスの支給が見込めない場合は、平均月収金額を12倍した金額を1年間の収入見込額とする。
 う) 4の(2)のエの都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合計和当額についてけ、別寿第4に掲げる計算方法に
- 額との合計相当額については、別表第4に掲げる計算方法に より算出する
- (7) (3) 又は(4) の申請については、事由発生から1年以内に限る。ただし、家計急変事情継続の申告書(別記第5号様式)を提出し、当該事情が継続していると認めた者は、この限り

同種の資金 規則第3条第3項の知事が別に定める資金とは、次のとおり

- 規則第3条第3項の知事が別に定める資金とは、次のとおりとする。
 (1) 高校生給付型奨学金支給要綱(昭和51年京都府告示第174号)による奨学金
 (2) 交通遺児奨学金等支給要綱(昭和44年京都府告示第136号)による交通遺児奨学金等(3) 母子家庭奨学金等支給要綱(昭和49年京都府告示第241号)による母子家庭奨学金等(4) 京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例(昭和39年京都府条例第46号)による修学資金
 (5) 都道府県又は公共的団体が高等学校等に在学する者に貸与又は給付する奨学金(規則第3条第3項並びに(1)から(4)まで及び3の(2)に規定する奨学金を除く。)
 (6) その他知事が認める資金

修学支度金の基準

- 修学支度金の基準 規則第3条第4項の知事が定める基準は、次のとおりとする。 (1) 修学支度金の貸与を受けようとする者が、次の資金の貸与 又は給付を受けていないこと。 ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) に基づく就学支度資金 イ 高校生給付型奨学金支給要綱(昭和51年京都府告示第174 号)による入学支度金 ウ 交通遺児真等学校入学支度金 ウ 交通遺児真等学校入学支度金 エ 母子家庭奨学金等支給要綱(昭和49年京都府告示第241 号)による高等学校入学支度金 オ 都道府県又は公共的団体が高等学校等に在学する者に貸 与又は給付する支度金(アからエまでを除く。) カ その他知事が認める支度金 (2) 修学支度金の貸与を受けようとする者の属する世帯の主た
- (2) 修学支度金の貸与を受けようとする者の属する世帯の主た

る生計維持者の年収が150万円未満であること。ただし、4の(2)のウに該当する場合はこの限りでない。

(1) 修学資金の申請期日は、次のとおりとする。 ア 規則第5条第1項及び第2項の予約申請 毎年度知事が 定める

規則第6条第1項及び第2項の貸与申請 高等学校等に 入学した年度の4月末日 規則第6条第3項の在学申請者の貸与申請

-) 現に修学金の貸与を受けている者が、年 き続き修学金の貸与を受けようとするとき が定める
- かたのる。 () 当該年度に高等学校等に入学(編入学、転学及び中等 教育学校後期課程への進級を含む。以下「入学」とい う。) をした者のうち、前年度に規則第5条第3項に規 定する高等学校等修学金貸与予定通知書を受けていない ものが、当該年度の4月分から修学金の貸与を希望する

- 翌月の15日
- (2) 規則第5条第1項又は同第6条第3項の規定により修学金
- 通知書を、同条第2項の貸与申請は高等学校等修学支度金貸 与予定通知書を受けた年度の次年度にのみ行うことができる。

借用証書の提出

- (1) 規則第6条第5項に規定する高等学校等修学金貸与決定通知書を受けた修学生は、同第6条の2に規定する高等学校等修学金借用証書を、同第6条第6項に規定する高等学校等修学支度金貸与決定通知書を受けた修学生は、同第6条の2に規定する高等学校等修学支度金借用証書を提出しなければな
- らない。 (2) (1)に規定する借用証書の提出期限は、貸与決定通知ごとに知事が定める。

- 10 貸与の方法 (1) 8の(1)のウの(4)の貸与申請をした者の決定貸与期間の開

- (1) 8の(1)のウの(4)の貸与申請をした者の決定貸与期間の開始は当該年度の4月とする。 始は当該年度の4月とする。 2) 8の(1)のウの(ウ)の在学申請をした者の決定貸与期間の開始は、当該申請日の属する月の翌月とする。 3) 規則第7条の修学金又は修学支度金の貸与は、申請者又は修学生から届出のあった本人名義の口座に口座振替払いの方法により行うものとし、申請者又は修学生は、本人名義の口座を高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書(別記第7号様式)により知事に届け出るよのとする。
- 式)により知事に届け出るものとする。 (4) 規則第8条第1項の規定により修学金の貸与額変更を申請した者に係る修学金の決定貸与期間の開始は次のとおりとす
- る。 ア 減額の場合 該当事由により変更した日の属する月の翌 月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) イ 3の(2)に定める資金の受給を申請したことによる減額 の場合 当該年度の決定貸与期間の開始月 ウ 増額の場合 該当事由により変更した日の属する月 エ 3の(2)に定める資金の受給対外となったことによる 増額の場合 当該年度の決定貸与期間の開始月 5) 3の(2)に定める資金を受給することにより修学金の貸与 額を減額したときは、その旨を高等学校等修学金貸与額変更 通知書(別記第8号様式)により修学生に通知する。

返還方法等

- 返還方法等)修学生が規則第14条の規定により、修学金を返還するとき は、高等学校等修学金返還計画書(別記第9号様式)ととも に所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書 (別紙様式1・別紙様式2、以下「別紙様式1・別紙様式2」 という。)を、修学支度金を返還するときは、高等学校等修 学支度金返還計画書(別記第10号様式)を提出しなければな (1) 修学生が規則第14条の規定により、
- 規則第14条に規定する修学金又は修学支度金の返還は、口
- 2) 規則第14条に規定する修字金又は修字文度金の返還は、口座振替又は納入通知書により行うものとする。 3) 修学生が規則第14条第2項の規定により、修学金の全部又は一部を繰り上げて返還するときは、高等学校等修学金(一部)繰上返還申出書(別記第11号様式)を、修学支度金の全部又は一部を繰り上げて返還するときは、高等学校等修学支度金(一部)繰上返還申出書(別記第12号様式)を提出しな
- (4) 修学金又は修学支度金の返還が完了した者については、その旨を通知し、規則第6条の2の高等学校等修学金借用証書並びに別紙様式1・別紙様式2、又は修学支度金借用証書を送付するものとする。

- 規則第15条第4項及び第5項に規定する返還の猶予事由を証
- する書類は、次のとおりとする。 (1) 規則第15条第1項第1号に該当するときは、在学証明書

- (2) 規則第15条第1項第2号に該当するときは、次のとおりと
- する。 ア 災害又は盗難によるとき それらを証明する公的な証明
- 医師の診断書等
- マ 疾病又は負傷によるとき 医師の診 その他やむを得ない理由によるとき 別表第5に規定す る書類

- 返還猶予期間の変更(1)規則第15条第1項の規定により返還を猶予された修学生が、返還を猶予する事由に該当しなくなったときは、京都府高等学校等修学資金返還猶予異動届(別記第16号様式)を提
- 高寺子校寺修子貞並返遠相子典期届(別記第10号様式)を促出しなければならない。 (2) 規則第15条第1項の規定により返還を猶予された修学生が、返還を猶予された期間中に返還を開始したいときは、京都府高等学校等修学資金返還猶予辞退届(別記第17号様式)を提出しなければならない。

返還の免除

- (1) 規則第16条第1項第1号の心身の障害の状態とは、別表第6の第1級に、同項第2号の心身の障害の状態とは同表の第2級に相当するものとする。
 (2) 規則第16条第2項及び第3項に規定する返還の免除事由を

- 2) 規則第16条第2項及び第3項に規定する返還の免除事由を証する書類とは、次のとおりとする。ア 死亡のとき、死亡したことを確認できる書類イ心身の障害のとき 医師の診断書(別記第18号様式)及び家計状況書(別記第19号様式)3) 修学生が死亡又は心身の障害の状態となったと認められる者のうち、次のいずれかに額を免除さきは、あが完める。第7高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校(高等課程及び専門課程に限る。)その他これらに相当する教育機関に在学するとき。イ 引き締き3年以上療養しているとき。

- 学するとき。 イ 引き続き3年以上療養しているとき。 ウ 生活保護法により保護を受けているとき。 エ 公務上の災害を受けたとき。 オ 災害により資産を失い、さらに身体に障害を受けたとき。 カ 公共の福祉のため生命の危険を冒したとき。 キ その他真にやむを得ない事由があるとき。 (1) (3)に該当しない者については、修学生若しくは修学生の相続人又は連帯保証人の返済能力に応じて返還免除額を決定する。 する。

15 調査等 申請内容 申請内容、在籍状況又は住所に関して、本人の同意を得て、 在籍学校又は関係官公署に対して照会を行うことができる。

別表第1

その他 この要項に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し、必要 な事項は別に定める。

-)	汀亚	(田 工							
		区分		京都府奨学のための給付金の 受給者(高校生給付型奨学金 ・支援金の受給者を除く。)			京都の受給者・対策のの一般を対している。		
					子の高校 の場合		2 子以降 高校生等 場合		子以降 F校生等 F合
	国	自通の合 自外学場 宅通の合	全日制 定時制	月額	9,000円	月額	11,000円	月額	5,000円
	公立の官		通信制 専攻科	月額	4,000円	月額	4,000円		_
	国公立の高等学校等		全日制 定時制	月額	9,000円	月額	11,000円	月額	5,000円
			通信制 専攻科	月額	4,000円	月額	4,000円		_
	私	自通の合	全日制 定時制	月額	11,000円	月額	12,000円	月額	5,000円
	立の高等学校		通信制 専攻科	月額	4,000円	月額	4,000円		_
		自宅外通	全日制 定時制	月額	11,000円	月額	12,000円	月額	5,000円

学の

場合

通信制 専攻科

月額 4,000円

月額

4,000円

別表第2

別衣	スポン							
	区	分	受給者		上給付 計者を[たの校学のる	給付型奨 ・支援金 給者に限
			第1月 生等の	子の高校)場合	の福	2 子以降 5校生等 8合		2 子以降 5校生等 18合
国	自宅 通学	全日制 定時制	月額	9,000円	月額	7,000円	月額	13,000円
公立の京	の場合	通信制 専攻科	月額 1	14,000円	月額	14,000円	月額	18,000円
高等学校等	自外学場の合	全日制 定時制	月額 1	14,000円	月額	12,000円	月額	18,000円
		通信制 専攻科	月額 1	19,000円	月額	19,000円	月額	23,000円
私立の高等学校等	自通の合	全日制 定時制	月額 1	19,000円	月額	18,000円	月額	25,000円
		通信制 専攻科	月額 2	26,000円	月額	26,000円	月額	30,000円
	自宅外通	全日制 定時制	月額 2	24,000円	月額	23,000円	月額	30,000円
等	学の 場合	通信制 専攻科	月額 3	31,000円	月額	31,000円	月額	35,000円

別表第3

(基準額)

	歳未満の扶養	都道府県民税所得割額・	
		うち16歳以上	市町村民税所得割額の
	うち16歳未満	19歳未満	合計額(保護者等合算)
1人	0	1	
1 /	1	0	265,500円未満
	<u> </u>	2	200, 300 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
2人	<u> </u>	ļ <u>ļ</u>	202 F00 E14
	2	0	286,500円未満
	0	3	265,500円未満
0.1	1	2	277,500円未満
3人	2	1	298,500円未満
	3	0	319,500円未満
	0	4	268,500円未満
	1	3	289,500円未満
4人	2	2	310,500円未満
	3	11	331,500円未満
	4	0	352,500円未満
	0	5	280,500円未満
	1	4	301,500円未満
5人	2	3	322,500円未満
	3	2	343,500円未満
	4	1	364,500円未満
	5 <u>4</u>	Ö	385,500円未満

- ※ 扶養親族とは、地方税法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。
 ※ 扶養親族の数は、申請を行おうとする月の属する年の前年(当該月が1月から3月までの月であるときは、前々年。以下において単に「前年」という。)の12月31日現在において、保護者等が有する(扶養親族が前年の中途において死亡した場合を含む。)年齢19歳未満の扶養親族の数とする。
 ※ 扶養親族の年齢は、前年の12月31日現在の年齢とし、同年1月1日から12月31日までに死亡した扶養親族は、その死亡の日現在の年齢とする。
 ※ 19歳未満の扶養親族の数が6人以上となるときの基準額は別に定める。

別表第4

別衣弟4	
A:収入見込額 (千円単位:千円未満切捨)	B: 都道府県民税所得割額・市町村 民税所得割額の合計相当額 (Bがマイナスになる場合B=0とする。)
$A \leq 1,625$	$(A - 330 w - 330 x - 450 y -380 z - 980) \times 10\%$
$1,625 < A \le 1,800$	$(0.6A - 330 w - 330 x - 450 y -380 z - 330) \times 10\%$
$1,800 < A \le 3,600$	$(0.7A - 330 w - 330 x - 450 y -380 z - 510) \times 10\%$
$3,600 < A \le 6,600$	$(0.8A - 330w - 330x - 450y - 380z - 870) \times 10\%$
$6,600 < A \leq 10,000$	$(0.9A - 330w - 330x - 450y - 380z - 1,530) \times 10\%$
10,000 < A	$ \begin{array}{c} (0.95 \mathrm{A} - 330 \mathrm{w} - 330 \mathrm{x} - 450 \mathrm{y} \\ -380 \mathrm{z} - 2,030) & \times 10\% \end{array} $

w:扶養控除配偶者数(人) x:扶養親族数(16歳未満の年少扶養親族、扶養配偶者及び特定扶養親族は含まない。)(人) y:19~22歳の特定扶養親族者数(人) z:70歳以上の特定扶養親族者数(人)

万,	表第	5	
		他やむを得ない の区分	返還の猶予事由を証する書類
		生活保護受給中	修学生が被証明者である生活保護受給 証明書又は民生委員の証明書
	生	新卒及び在学猶予終了の場合の	求職受付票のコピー (ハローワークカー ド等) 又は求職活動中であることがわか る書類
	活困窮	<u>無職・未就職</u> 失業中	© 章短 離職証明書又は雇用保険受給資格者証の 写し等
	による返還困難	低所得等(収入 が生活保護支給 基準以下である こと。)	最新年分の所得(課税)証明書 損益計算書(別記第3号様式)、給与見込 及び勤務証明書(別記第13号様式)又は 給与見込計算書(別記第14号様式) 修学資金返選猶予申請に係る世帯状況申 告書(別記第15号様式) 既婚者の場合は、配偶者の最新年分の所 得(課税)証明書 父母と同居の場合は、父母の最新年分の
	進学	2準備中	所得(課税)証明書 予備校等の在学証明書等

別表第6

別	表第6		
	心身障害 の程度	心 身 障 害 の 状 態	
	第	1 心神喪失の常況にあるもの 2 両眼の視力が0.02以下に減じたもの 3 片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下 に減じたもの	_
	1	4 そしゃくの機能を失ったもの 5 言語の機能を失ったもの 6 手の指の全部を失ったもの	
	級	7 常に床について複雑な看護を必要とするもの 8 1から7までに掲げるもののほか、心身障害により労働能力を喪失したもの	
		1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 鼓膜の大部分の欠損等により、両耳の聴力が耳 かくに接しなければ大声を解することができない 程度以上のもの	_
	第	3 そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの4 せき柱の機能に著しい障害を残すもの5 片手を腕関節以上で失ったもの	
	2	6 片足を足関節以上で失ったもの 7 片手の三大関節中の2関節又は3関節の機能を 失ったもの	
	級	8	
		11 せき柱、胸かく又は骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの	
		12 半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの	
		13 1から12までに掲げるもののほか、心身障害により労働能力に高度の制限を有するもの	

備考 1

- 28 -	
--------	--

問い合わせ先

 $\pm 602 - 8570$

京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府庁旧本館内

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係

電 話 075-414-5043 FAX 075-414-5059